

個人 / 法人

車の下取り・買い替え 仕訳ガイド



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。
ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

 Money Forward クラウド



車の下取り・買い替えとは？

社用車や業務用車両を買い替えるとき、ディーラーに古い車を引き取ってもらい、その評価額を新車代金から差し引くのが「下取り」です。会計上は「旧車両の売却」と「新車両の取得」が同時に発生します。要注意なのが、「新車代から下取り額を引いた差額だけを記帳する」のは誤りです。**下取り額は旧車の売却代金、新車は総額で計上するのが原則**です。

法人の下取り・買い替え仕訳

法人の損益は「固定資産売却益・売却損」として損益計算書に計上します。

■ 売却益が出るケース（分離仕訳）

新車 500万円＋税50万円＝550万円

旧車 取得300万、償却累計150万、簿価150万

下取り200万（税抜）＋税20万 ➡ $200万 - 150万 = 50万円の売却益$

新車取得	借方	金額	貸方	金額
	車両運搬具	500万	普通預金	550万
	仮払消費税	50万		
旧車売却	借方	金額	貸方	金額
	減価償却累計額	150万	車両運搬具	300万
	普通預金	220万	固定資産売却益	50万
			仮受消費税	20万

■ 売却損が出るケース

旧車 取得200万、償却累計165万、簿価35万 下取り30万（税抜）

➡ $30万 - 35万 =$

$= \blacktriangle 5万円の売却損$ ※ 消費税省略

借方	金額	貸方	金額
減価償却累計額	165万	車両運搬具	200万
普通預金	30万		
固定資産売却損	5万		

実務では取得と売却を分けて記帳する「分離仕訳」がおすすめです。

個人事業主の下取り・買い替え仕訳

個人事業主の下取り損益は「事業所得」ではなく「譲渡所得」となるため、売却益・損は計上せず「事業主借」「事業主貸」で処理します。

■ 売却益が出るケース（分離仕訳）

新車 200万＋税20万＝220万

旧車 簿価25万、下取り30万（税抜）

➡ 30万－25万＝**55万円の売却益（譲渡所得）**

新車取得	借方	金額	貸方	金額
	車両運搬具	200万	普通預金	220万
	仮払消費税	20万		
旧車売却	借方	金額	貸方	金額
	普通預金	30万	車両運搬具	25万
			事業主借	5万

売却益は「事業主借」で処理。確定申告時に「譲渡所得の内訳書」の作成が必要です。

■ 売却損が出るケース

旧車 取得200万、償却累計165万、簿価35万 下取り30万（税抜）

➡ 30万－35万

＝ **▲5万円の売却損** ※ 消費税省略

借方	金額	貸方	金額
減価償却累計額	165万	車両運搬具	200万
普通預金	30万		
事業主貸	5万		

売却損は「事業主貸」で処理。事業所得の帳簿に売却損益を計上しない点に注意してください。

実務で見落としがちな5つのポイント

01

消費税の計上を忘れない

車両の購入は「課税仕入れ」、売却・下取りは「課税売上げ」です。税抜経理の場合、仮払消費税・仮受消費税をそれぞれ計上します。

02

新車は「総額」で計上

下取り額を差し引いた金額ではなく、販売価格の総額で記帳します。これを誤ると減価償却費の計算もずれます。

03

売却年度の減価償却を先に確定

旧車を除却する前に、最終月までの減価償却費を計上しておきましょう。未計上のまま売却すると帳簿価額が実際より高くなります。

04

請求書の内訳を確認

請求書には「新車代 - 下取り額」の差額だけが記載されていることが多いため、経理では「取得」と「売却」に分解して処理します。



05

個人事業主の按分処理に注意

事業用と私用の併用車の場合、走行距離等をもとに合理的に按分し、記録を残しておくことが大切です。



令和8年度税制改正で押さえないポイント

車両の下取り・買い替えの仕訳自体に大きな変更はありませんが、以下の改正が関連します。

少額減価償却資産の特例 「30万円未満」から 「40万円未満」に拡大

中小企業が取得した40万円未満の資産は、即時償却（取得時に全額経費化）が可能です。車両に付属するETC車載器やカーナビなどに活用できます。



インボイス 経過措置の縮減

免税事業者からの仕入れに係る控除割合が、令和8年10月から7割へ縮小されます。免税事業者の業者から車両を購入する場合は、消費税の取扱いに注意が必要です。



償却資産の固定資産税免 税点の引上げ

150万円から180万円へ引き上げられます（令和9年度分から適用）。車両を含む償却資産の総額が少ない小規模事業者には、納税負担の軽減につながります。



※ 本資料は令和8年5月時点の情報に基づき作成しています。実際の処理に際しては、税理士等の専門家にご相談ください。